

年金分野の改革の進捗状況について

平成26年10月10日

厚生労働省年金局

1. 年金制度の検討課題

① 社会保障・税一体改革(年金分野)の経緯

○ 平成16年改正による年金財政フレームが完成するとともに、社会経済状態の変化に対応した社会保障のセーフティネット機能の強化に着手。あわせて、長期的な持続可能性とセーフティネット機能の強化のための残された課題が整理された。

社会保障・税一体改革大綱

(平成24年2月17日閣議決定)

○ 「法案を提出する」または「法案提出を検討する」とされた事項

- ・ 基礎年金国庫負担2分の1の恒久化
- ・ 年金額の特例水準の解消
- ・ 低所得者等の年金加算
- ・ 高所得者の年金額の調整
- ・ 受給資格期間の短縮
- ・ 産休期間中の保険料免除
- ・ 遺族基礎年金の父子家庭への拡大
- ・ 短時間労働者への厚生年金適用拡大
- ・ 被用者年金の一元化

○ 「引き続き検討する」とされた事項

- ・ 第3号被保険者制度の見直し
- ・ マクロ経済スライドの検討
- ・ 在職老齢年金の見直し
- ・ 標準報酬上限の見直し
- ・ 支給開始年齢引き上げの検討

国年法等改正法案(平成24年2月10日提出)

提出

- ・ 交付国債の発行による24年度の基礎年金国庫負担2分の1
- ・ 年金額の特例水準の解消

案中修正

議員修正

年金機能強化法案(平成24年3月30日提出)

提出

- ・ 低所得者等の年金額の加算
- ・ 高所得者の年金額の調整
- ・ 交付国債の償還
- ・ 消費税込による基礎年金国庫負担2分の1の恒久化(平成26年度～)
- ・ 受給資格期間の短縮(25年→10年)
- ・ 産休期間中の社会保険料免除
- ・ 遺族基礎年金の父子家庭への拡大
- ・ 短時間労働者への厚生年金適用拡大

代替措置

削除

一部修正

提出

被用者年金一元化法案(平成24年4月13日提出)

- ・ 厚生年金と共済年金の一元化

成立した法律

<>内は施行日

国年法等改正法成立(平成24年11月16日)

- ・ 年金特例公債(つなぎ国債)による24・25年度の基礎年金国庫負担2分の1
- ・ 年金額の特例水準の解消
<25年10月、26年4月、27年4月の3段階で解消>

年金生活者給付金法成立(平成24年11月16日)

- ・ 低所得高齢者・障害者等への福祉的給付
<27年10月(消費税10%引上げ時)>

年金機能強化法成立(平成24年8月10日)

- ・ 基礎年金国庫負担2分の1の恒久化<26年4月>
- ・ 受給資格期間の短縮(25年→10年)
<27年10月(消費税10%引上げ時)>
- ・ 産休期間中の社会保険料免除<26年4月>
- ・ 遺族基礎年金の父子家庭への拡大<26年4月>
- ・ 短時間労働者への厚生年金適用拡大<28年10月>

被用者年金一元化法成立(平成24年8月10日)
<27年10月>

○ 年金機能強化法附則に記載の検討事項

- ・ 高所得者の年金額の調整
- ・ 国年1号被保険者の出産前後の保険料免除

○ 一体改革大綱記載の検討事項

- ・ 第3号被保険者制度の見直し
- ・ マクロ経済スライドの検討
- ・ 在職老齢年金の見直し
- ・ 標準報酬上限の見直し
- ・ 支給開始年齢引き上げの検討

②年金生活者支援給付金の支給に関する法律

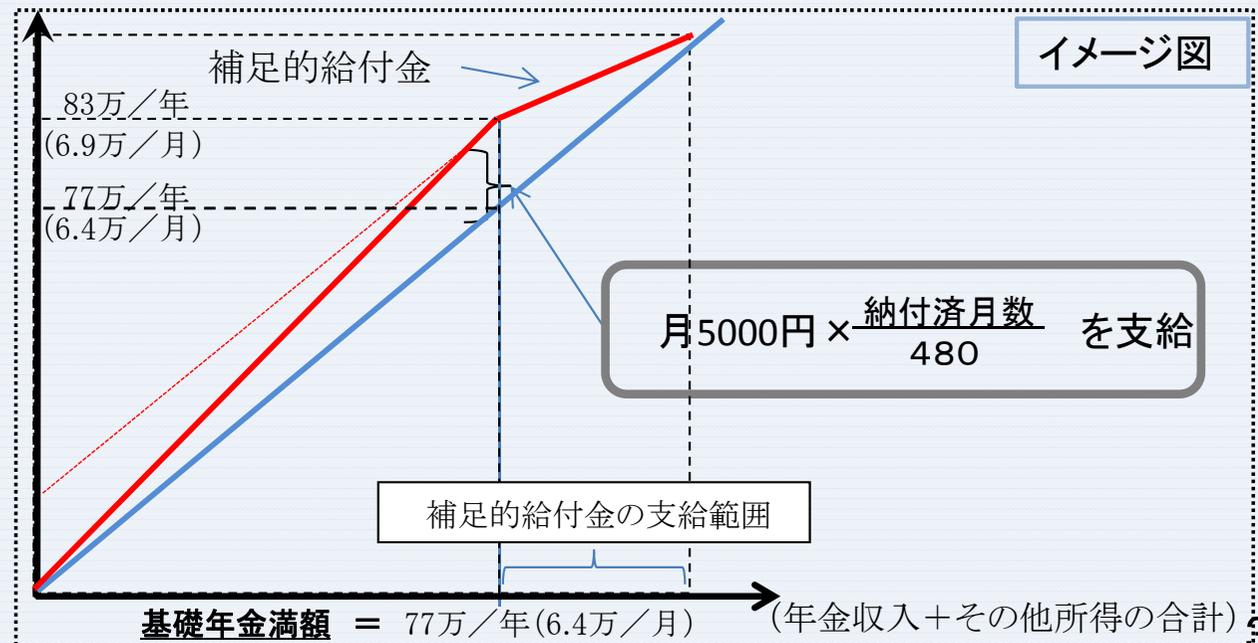
1. 法律の概要

- 所得の額が一定の基準（※）を下回る老齢基礎年金の受給者に、老齢年金生活者支援給付金（国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間を基礎）を支給する。→ 対象者：約500万人
 - ①基準額（月額5千円）に納付済期間（月数）/480を乗じて得た額の給付
 - ②免除期間に対応して老齢基礎年金の1/6相当を基本とする給付
- （※）住民税が家族全員非課税で、前年の年金収入+その他所得の合計額が老齢基礎年金満額（平成27年度で77万円）以下であること（政令事項）
- 所得の逆転を生じさせないよう、上記の所得基準を上回る一定範囲の者に、上記①に準じる補足的な老齢年金生活者支援給付金（国民年金の保険料納付済期間を基礎）を支給する。
→ 対象者：約100万人
- 一定の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に、障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金を支給する。（支給額：月額5千円(1級の障害基礎年金受給者は、月額6.25千円)）
→ 対象者：約190万人
- 年金生活者支援給付金の支払事務は日本年金機構に委任することとし、年金と同様に2ヶ月毎に支給する。

2. 施行期日：平成27年10月1日

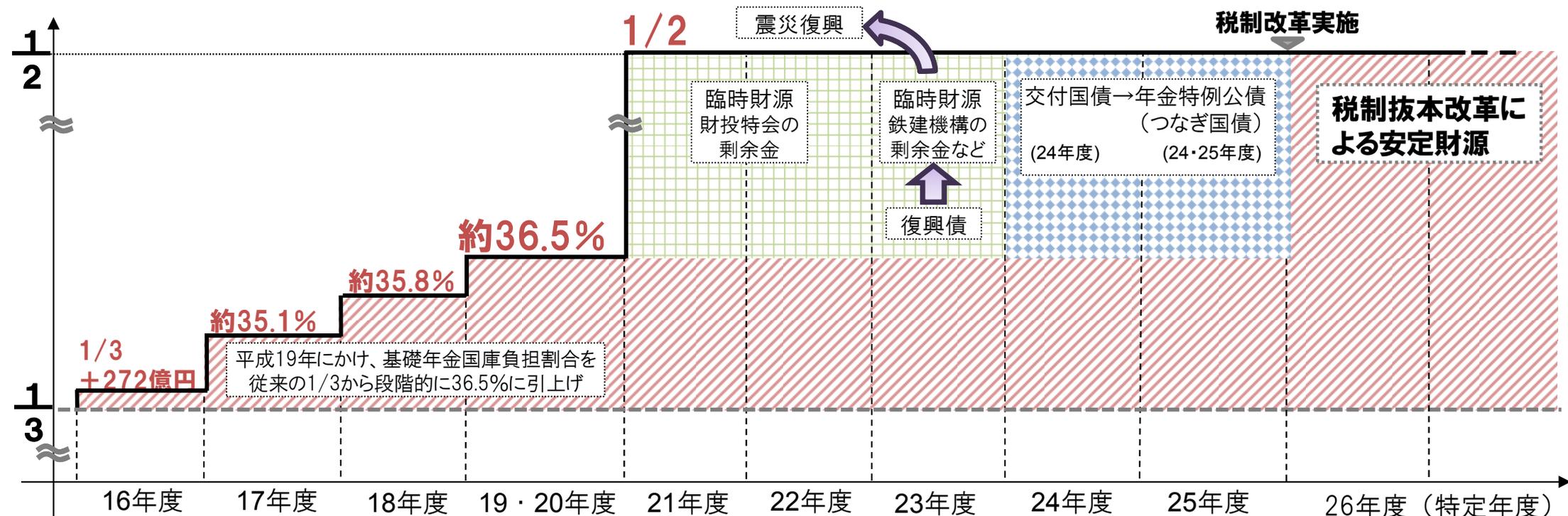
社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

所要額 約5,600億円



③基礎年金国庫負担1/2の実現について

- 16年度から19年度にかけて基礎年金国庫負担割合を、従来の「1/3」から段階的に「36.5%」に引き上げ。
- 21年度・22年度は、臨時財源（財政投融资特別会計の剰余金）により、「1/2」を実現。
- 23年度当初予算では、臨時財源（鉄道建設・運輸施設整備支援機構の利益剰余金など）により、「1/2」を維持することとしたが、東日本大震災の発生に伴い、これらの財源が震災復興費用に転用された。一方で、第3次補正予算では、こうした経緯に鑑みて、当該2.5兆円分を改めて計上し、復興債で補てんすることとした。
- 24年度は、当初予算及び国年法改正法案で「年金交付国債」の「発行」により「1/2」を確保するものとし、年金機能強化法案で交付国債の「償還」を規定していたが、衆議院修正により、年金機能強化法案から交付国債の償還規定が削除された。
- 今般、国年法等改正法について、24年度だけでなく25年度も「1/2」とし、必要な財源について「交付国債」から「消費税増税により得られる収入を償還財源とする年金特例公債（つなぎ国債）」に修正して成立。
- 26年度以降は、年金機能強化法案で、消費税増税（8%）により得られる税収を活用して恒久的に「1/2」を実現することにしており、「税制抜本改革により安定財源を確保する年度（＝特定年度）」を「平成26年度」と定めている。



④受給資格期間の短縮について

<改正内容>

○ 納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えていくという視点から、老齢基礎年金の受給資格期間を10年に短縮する。

(対象となる年金)

老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金
寡婦年金
上記に準じる旧法老齢年金

○ 現在、無年金である高齢者に対しても、改正後の受給資格期間を満たす場合には、経過措置として、施行日以降、保険料納付済期間等に応じた年金支給を行う。

○ 税制抜本改革の施行時期にあわせて施行(平成27年10月)。

(参考)65歳以上の無年金者(約42万人)の納付済み期間の分布

納付済期間	10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	計
割合	59%	19%	15%	6%	100%

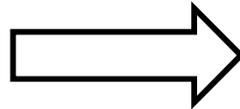
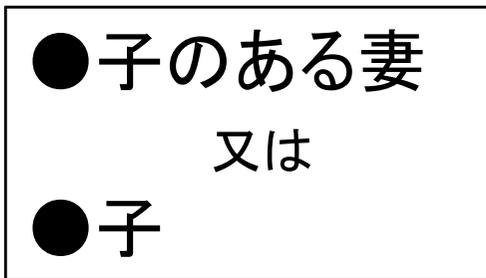
※端数処理のため合計が一致しない。

(平成19年(旧)社会保険庁調べ)

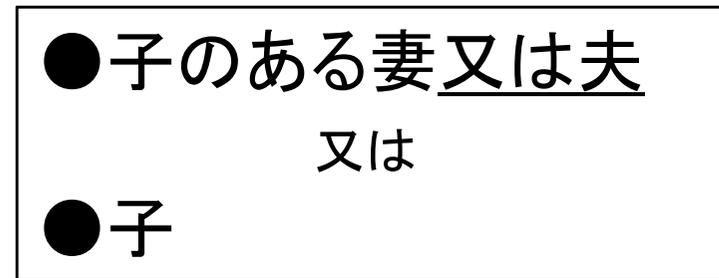
⑤遺族基礎年金の支給対象の拡大

- 遺族基礎年金の支給対象について、「子のある妻又は子」に加えて「子のある夫」も対象とする。

現行の支給対象



拡大後の支給対象

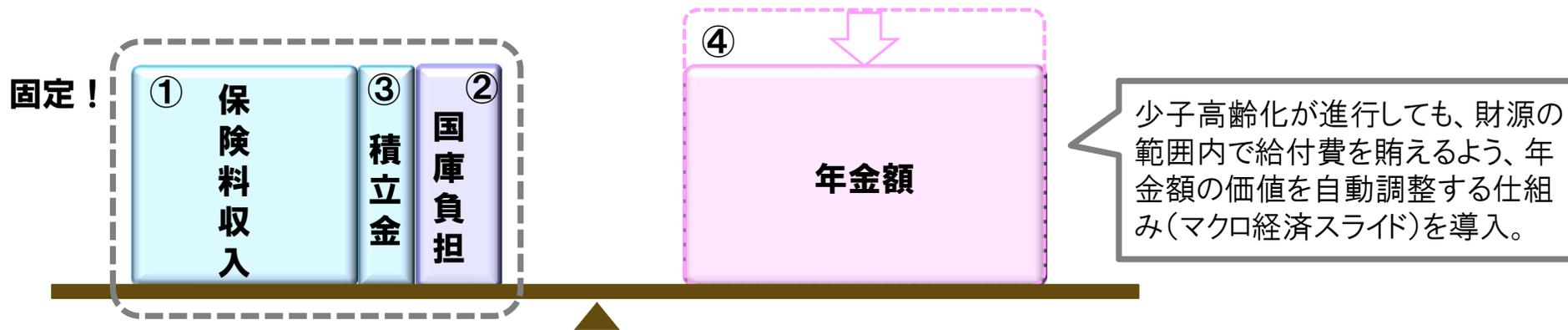


※子に対する遺族基礎年金は、生計を同じくする父母が存在する間は支給停止となる。

- 平成26年4月1日から施行。
- 施行日以後に死亡したことにより支給する遺族基礎年金から適用する。

⑥ 社会保障・税一体改革関連法の成立による平成16年改正財政フレームの完成

- 平成16年の制度改正で、今後、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって、制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークを導入。
- 社会保障・税一体改革関連法の成立により、平成16年改正財政フレームは一定の完成をみている。



① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定。(保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記) ※現在の保険料：

- ・厚生年金：18.30%(労使折半)(平成16年10月から毎年0.354%引上げ) 厚生年金17.474%(平成26年9月～)
- ・国民年金：16,900円※平成16年度価格(平成17年4月から毎年280円引上げ) 国民年金15,250円(平成26年4月～)

② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

平成21年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする。

平成24年「社会保障・税一体改革」により消費税財源確保。

③ 積立金の活用

概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。

平成24年年金額の特例水準の解消(法改正)により、マクロ経済スライドが機能する前提条件を整備。

④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。

⑦ 社会保障制度改革国民会議報告書で取り上げられた年金制度の検討課題

1 マクロ経済スライドの見直し

- デフレ経済からの脱却を果たした後においても、実際の物価や賃金の変動具合によっては、マクロ経済スライドによる調整が十分に機能しないことが短期的に生じ得る。他方で、早期に年金水準の調整を進めた方が、将来の受給者の給付水準は相対的に高く維持。
- 仮に、将来再びデフレの状況が生じたとしても、年金水準の調整を計画的に進める観点から、マクロ経済スライドの在り方について検討を行うことが必要。
- 基礎年金の調整期間が長期化し水準が低下する懸念に対し、基礎年金と報酬比例部分のバランスに関する検討や、公的年金の給付水準の調整を補う私的年金での対応への支援も合わせた検討が求められる。

2 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大

- 被用者保険の適用拡大を進めていくことは、制度体系の選択の如何にかかわらず必要。適用拡大の努力を重ねることは三党の協議の中でも共有されており、適用拡大の検討を引き続き継続していくことが重要。

3 高齢期の就労と年金受給の在り方

- 2009年の財政検証で年金制度の持続可能性が確認。また、2025年までかけて厚生年金の支給開始年齢を引き上げている途上。直ちに具体的な見直しを行う環境にはなく、中長期的な課題。
- この際には、雇用との接続や他の社会保障制度との整合性など、幅広い観点からの検討が必要となることから、検討作業については速やかに開始しておく必要。
- 高齢化の進行や平均寿命の伸長に伴って、就労期間を伸ばし、より長く保険料を拠出してもらうことを通じて年金水準の確保を図る改革が、多くの先進諸国で実施。日本の将来を展望しても、65歳平均余命は更に4年程度伸長し、高齢者の労働力率の上昇も必要。
- 2004年改革によって、将来の保険料率を固定し、固定された保険料率による資金投入額に給付総額が規定されているため、支給開始年齢を変えても、長期的な年金給付総額は変わらない。
- したがって、今後、支給開始年齢の問題は、年金財政上の観点というよりは、一人一人の人生や社会全体の就労と非就労(引退)のバランスの問題として検討されるべき。生涯現役社会の実現を展望しつつ、高齢者の働き方と年金受給との組合せについて、他の先進諸国で取り組まれている改革のねらいや具体的な内容も考慮して議論を進めていくことが必要。

4 高所得者の年金給付の見直し

- 世代内の再分配機能を強化する検討については、年金制度だけではなく、税制での対応、各種社会保障制度における保険料負担、自己負担や標準報酬上限の在り方など、様々な方法を検討すべき。また、公的年金等控除を始めとした年金課税の在り方について見直しを行っていくべき。

⑧社会保障制度改革プログラム法に規定された公的年金制度の検討課題

(公的年金制度)

第六条 (略)

2 政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の調整率に基づく年金の額の改定の仕組みの在り方
- 二 短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大
- 三 高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方
- 四 高所得者の年金給付の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し

↑
長期的な持続可能性を強固にし、セーフティネット機能を強化する観点から社会保障制度改革国民会議報告書で取り上げられた4つの課題が規定された

2. 平成26年財政検証とオプション試算

① 財政検証について

平成16年年金制度改正における年金財政のフレームワーク

- 上限を固定した上での保険料の引上げ
(最終保険料(率)は国民年金16,900円(平成16年度価格)、厚生年金18.3%)
- 負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入
- 積立金の活用 (おおむね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとし、積立金を活用して後世代の給付に充てる)
- 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

← 人口や経済の動向

財政検証 →

少なくとも5年ごとに、

- 財政見通しの作成
 - 給付水準の自動調整(マクロ経済スライド)の開始・終了年度の見通しの作成を行い、年金財政の健全性を検証する
- 次の財政検証までに所得代替率(※)が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずる

※所得代替率… 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

所得代替率 = (夫婦2人の基礎年金 + 夫の厚生年金) / 現役男子の平均手取り収入額

平成26年度: 62.7% 12.8万円 9.0万円 34.8万円

②平成26年財政検証の諸前提

人口の前提 — 「日本の将来推計人口」(24年1月、国立社会保障・人口問題研究所) 【低位・中位・高位】

合計特殊出生率		平均寿命	
2010年(実績)	2060年	2010年(実績)	2060年
1.39	→ { 出生高位: 1.60 出生中位: 1.35 出生低位: 1.12 }	{ 男: 79.55 女: 86.30 }	→ { 死亡高位 { 男: 83.22 女: 89.96 } 死亡中位 { 男: 84.19 女: 90.93 } 死亡低位 { 男: 85.14 女: 91.90 }

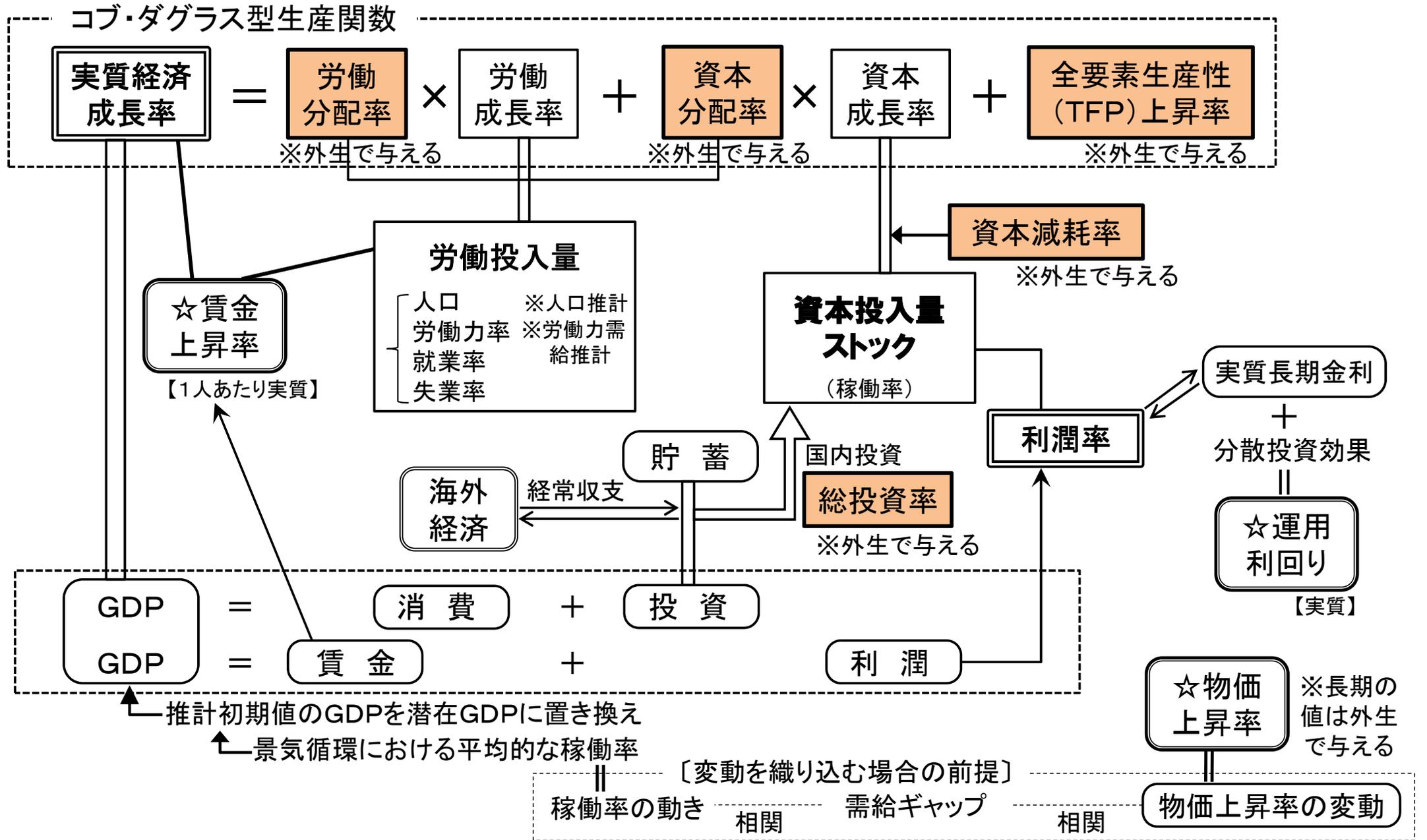
労働力の前提 — 「労働力需給推計」(26年2月、(独)労働政策研究・研修機構) 【労働参加が進む・進まない】

経済の前提 — 「年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会」での検討
⇒ 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(平成26年1月20日)を参考にしつつ、長期的な経済状況を見通す上で重要な全要素生産性(TFP)上昇率を軸とした【幅の広い複数ケース】

		将来の経済状況の仮定		経済前提			(参考)		
		労働力率	全要素生産性(TFP)上昇率	物価上昇率	賃金上昇率(実質<対物価>)	運用利回り			
労働市場への参加が進むケース						実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	経済成長率(実質<対物価>) 2024年度以降20~30年	
ケースA	内閣府試算「経済再生ケース」に接続するもの	労働市場への参加が進むケース		1.8%	2.0%	2.3%	3.4%	1.1%	1.4%
ケースB		労働市場への参加が進むケース		1.6%	1.8%	2.1%	3.3%	1.2%	1.1%
ケースC		労働市場への参加が進むケース		1.4%	1.6%	1.8%	3.2%	1.4%	0.9%
ケースD		労働市場への参加が進むケース		1.2%	1.4%	1.6%	3.1%	1.5%	0.6%
ケースE		労働市場への参加が進むケース		1.0%	1.2%	1.3%	3.0%	1.7%	0.4%
ケースF	内閣府試算「参考ケース」に接続するもの	労働市場への参加が進まないケース		1.0%	1.2%	1.3%	2.8%	1.5%	0.1%
ケースG		労働市場への参加が進まないケース		0.7%	0.9%	1.0%	2.2%	1.2%	▲0.2%
ケースH		労働市場への参加が進まないケース		0.5%	0.6%	0.7%	1.7%	1.0%	▲0.4%

その他の制度の状況等に関する前提 — 被保険者及び年金受給者等の実績データ等を基礎として設定
(有遺族率、障害年金発生率、納付率等) ※ただし、国民年金保険料の納付率については、「今後の取組強化等により向上(平成30年度に65%)した場合」を基本に、「現状の納付率(60%)で推移した場合」も設定

長期の経済前提の設定に用いる経済モデル(概念図・フローチャート)

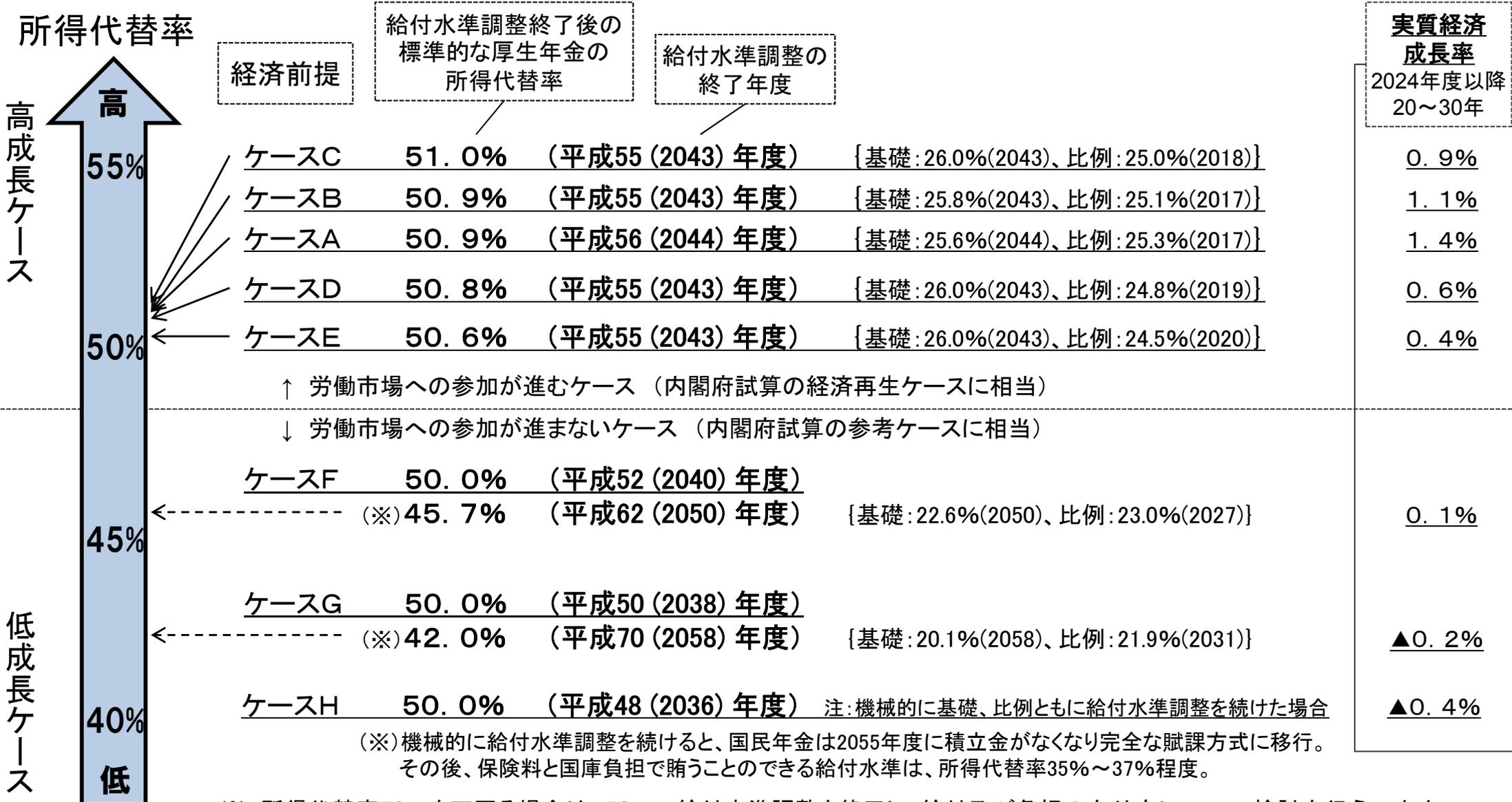


③平成26年財政検証の結果

～所得代替率の将来見通し～

労働市場への参加が進み、経済が持続的に成長するケースでは、所得代替率50%を確保

※人口推計が中位の場合(2060年の仮定:出生率1.35、平均寿命男84.2歳、女90.9歳)



※ 所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値。

③平成26年財政検証の結果

～前提が変化した場合の影響～

人口の前提が変化した場合

○ 今後の少子高齢化の動向が年金財政に与える影響は大きい。特に出生率の影響は大きく所得代替率が3～7%変化。

出生率の前提が変化した場合

少子化改善 (出生率(2060)
(出生高位) 1.60

給付水準調整終了後の
標準的な厚生年金の
所得代替率の変化

+3%～+5%
(▲5年～▲9年)

給付水準調整
終了年度の変化

少子化現状維持 (出生率(2060)
(出生中位) 1.35

▲4%～▲7%
(+4年～+14年)

少子化進行 (出生率(2060)
(出生低位) 1.12

死亡率の前提が変化した場合

寿命の延び小 平均寿命(2060)
(死亡高位) { 男 83.22歳
女 89.96歳

+2%～+3%
(▲3年～▲7年)

寿命の延び中 平均寿命(2060)
(死亡中位) { 男 84.19歳
女 90.93歳

▲2%～▲3%
(+3年～+7年)

寿命の延び大 平均寿命(2060)
(死亡低位) { 男 85.14歳
女 91.90歳

国民年金の納付率の前提が変化した場合

○ 国民年金の納付率が低下(5%低下)する影響は、所得代替率+0.1%～▲0.1%であり、納付率の変化は、年金財政にほとんど影響を与えない。

注: 経済前提がケースC、ケースE、ケースGの場合の影響

③平成26年財政検証の結果 ～経済の変動を仮定した場合の影響～

経済変動があるため、物価、賃金の伸びが低い年度は、現行の仕組みではマクロ経済スライドがフルに発動しない状況を仮定。
(物価上昇率、賃金上昇率が平成30年度以降、4年周期の変化を繰り返し、変動幅を▲1.2%～+1.2%と設定)

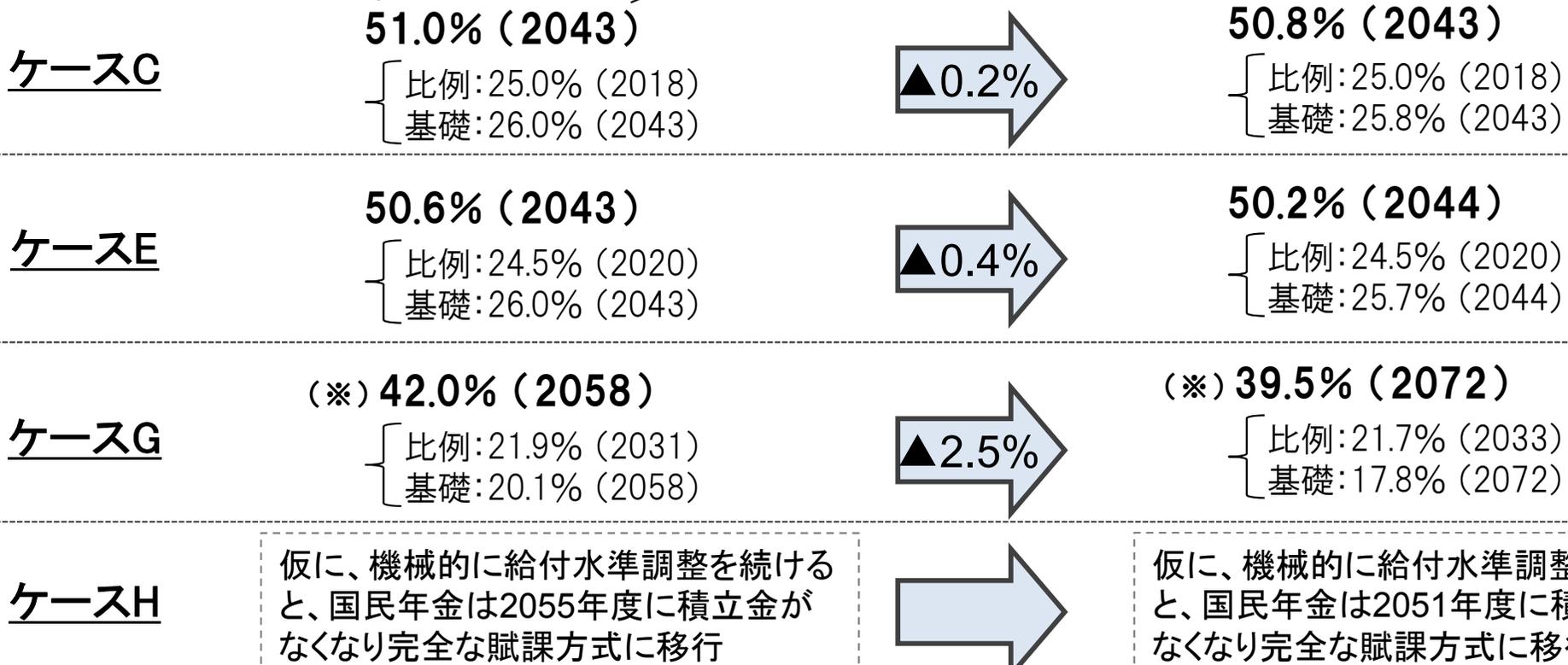
※マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合の結果は、『国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算－オプション試算結果－』で示している。

経済の変動を仮定しない場合

経済の変動を仮定した場合 (周期4年、変動幅±1.2%)

給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率

給付水準調整の終了年度



※ 所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値。

注:人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

オプション試算の内容

オプションⅠ ……マクロ経済スライドの仕組みの見直し

- 平成26年財政検証の経済前提を基礎とし、物価・賃金に景気の波(4年周期、変動幅±1.2%)による変動を加えて経済前提を仮定。(平成30年度以降変動を織り込み)
- 上記の経済前提において、物価・賃金の伸びが低い場合でもマクロ経済スライドによる調整がフルに発動されるような仕組みとした場合を試算。

オプションⅡ ……被用者保険の更なる適用拡大

- 次の2通りの適用拡大を行った場合について、マクロ経済スライドによる調整期間や調整終了後の給付水準を試算するとともに、第3号被保険者の人数や世代別の平均的な第3号被保険者期間への影響も試算。

適用拡大①(220万人ベース)： 一定の賃金収入(月5.8万円以上)のある、所定労働時間週20時間以上の短時間労働者へ適用拡大(220万人)

- ・月収5.8万円未満の被用者、学生、雇用期間1年未満の者、非適用事業所の被用者については対象外
- ・平成28年10月に社会保障と税の一体改革による適用拡大(25万人)を実施した後、平成36年4月に更なる適用拡大を実施

適用拡大②(1,200万人ベース)： 一定の賃金収入(月5.8万円以上)がある全ての被用者へ適用拡大

- ・学生、雇用期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者についても適用拡大の対象。(雇用者の中で月収5.8万円未満の者のみ対象外)
- ・平成28年10月に社会保障と税の一体改革による適用拡大(25万人)を実施した後、平成36年4月に更なる適用拡大を実施

オプションⅢ ……保険料拠出期間と受給開始年齢の選択制

- 高齢期の就労による保険料拠出がより年金額に反映するよう次の制度改革を行なった場合を試算。
 - (1) 基礎年金給付算定の時の納付年数の上限を現在の40年(20～60歳)から45年(20～65歳)に延長し、納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みに変更。
 - ・平成30年度より納付年数の上限を3年毎に1年延長。
 - (2) 65歳以上の在職老齢年金を廃止。
- 上記の制度改革を前提とし、65歳を超えて就労した者が、厚生年金の適用となり、これに伴い受給開始年齢の繰下げを選択した場合、給付水準がどれだけ上昇するかを試算。

注1: 本資料における所得代替率は、新規裁定年金の一元化モデルで表示。

注2: 所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、本資料においては、仮に財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合を試算。

⑤オプション試算の結果

～(オプション I)物価・賃金の伸びが低い場合でもマクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合～

- ・経済変動があるため、物価、賃金の伸びが低い年度は、現行の仕組みではマクロ経済スライドがフルに発動しない状況を仮定。
(物価上昇率、賃金上昇率が平成30年度以降、4年周期の変化を繰り返し、変動幅を▲1.2%～+1.2%と設定)
- ・上記の経済状況において、マクロ経済スライドがフルに発動される仕組みとした場合を試算。

物価・賃金の伸びが低い場合はマクロ経済スライドによる調整を行わない場合(現行の仕組み)

物価・賃金の伸びが低い場合でもマクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みの場合

給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率

給付水準調整の終了年度



マクロ経済スライドの仕組み

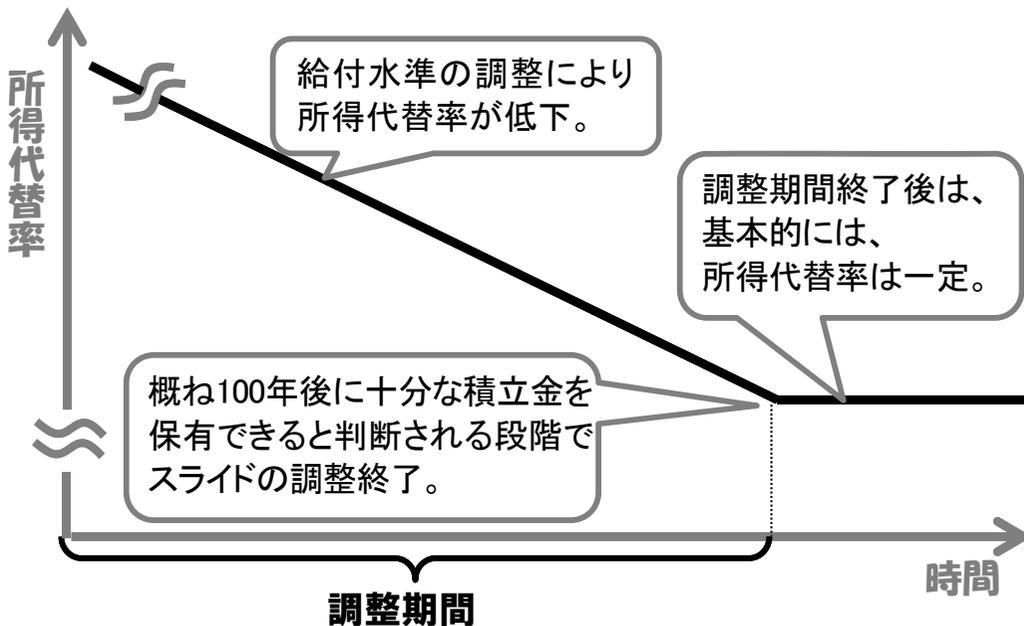
- スライドの自動調整を行う調整期間中は、現役男子被保険者の平均手取り収入に対する厚生年金の標準的な年金額の割合(所得代替率)は低下していく。調整期間の終了後は、原則、一定となる。
- 現行のマクロ経済スライドの自動調整は『名目下限額』を下回らない範囲で行うものとされている。

【所得代替率について】

$$\text{所得代替率} = \frac{\text{厚生年金の標準的な年金額}}{\text{被保険者の平均手取り収入}}$$

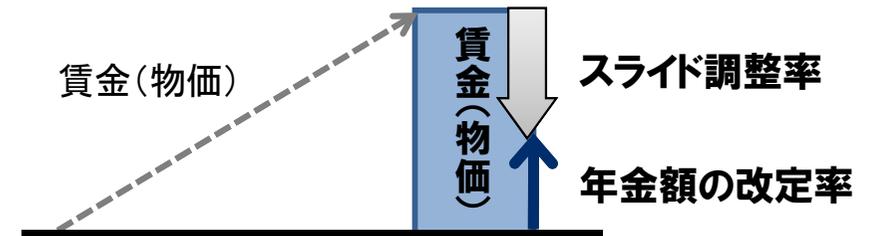
賃金上昇率－スライド調整率で変動 (調整期間中)
 賃金上昇率で変動

<スライドの自動調整と所得代替率>

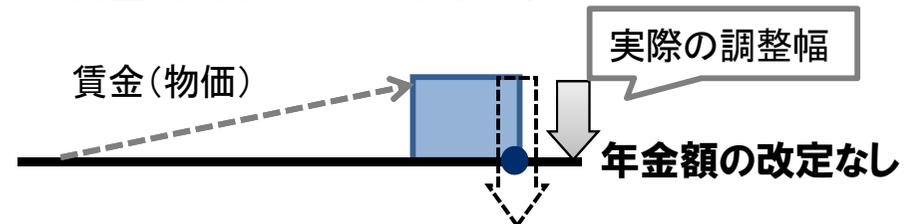


【名目下限について】

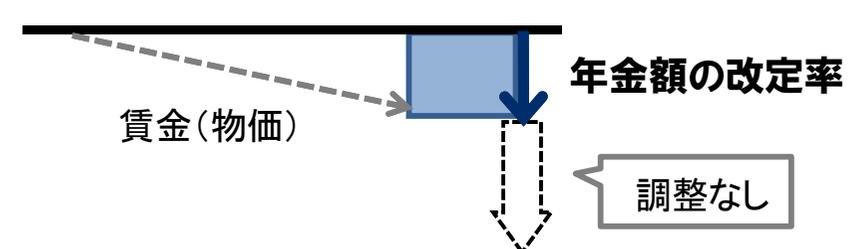
<ある程度、賃金・物価が上昇した場合>



<賃金・物価の伸びが小さい場合>



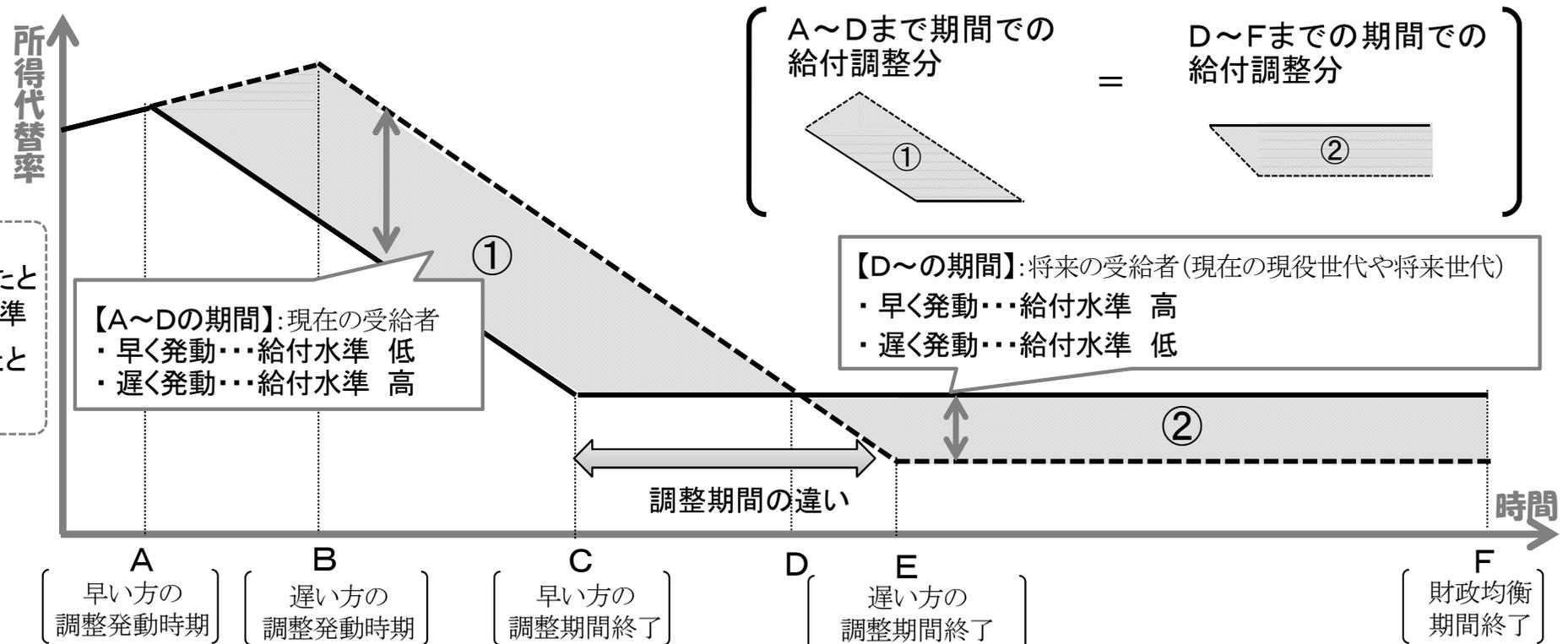
<賃金・物価が下落した場合>



マクロ経済スライドの発動時期の違いによる最終所得代替率への影響

- マクロ経済スライドの仕組みについては、発動のタイミングが早ければ、早くからマクロ経済スライドにより給付調整が行われるため、マクロ経済スライドの調整期間は早く終わる。
- 結果として、現在の受給者の給付水準は低くなり、将来の受給者の給付水準は高くなる。逆に言えば、マクロ経済スライドの発動が遅ければ、現在の受給者の給付水準は、高く、将来の受給者は低くなる。
- ※ 特例水準は、27年4月には解消されるため、遅くとも27年4月からマクロ経済スライドの発動は始まるが、物価変動の程度によっては、マクロ経済スライドの発動が限定的になることは想定される。この場合には、マクロ経済スライドの発動遅れと同様の効果をもたらす。

<マクロ経済スライドの発動時期の違いの影響イメージ>



⑤オプション試算の結果

～(オプションⅡ -①)被用者保険の更なる適用拡大を行った場合 ①週20時間以上の短時間労働者を適用(約220万人拡大)～

<適用拡大の前提>

- 一定以上の収入(月5.8万円以上)のある、所定労働時間週20時間以上の短時間労働者に適用拡大(220万人ベース)
- ・月収5.8万円未満の者、学生、雇用期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者については適用拡大の対象外
- ・平成28年10月に社会保障と税の一体改革による適用拡大(25万人ベース)を実施した後、平成36年4月に更なる適用拡大を実施(220万人ベース)

【現行の仕組み(25万人)】

給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率

給付水準調整の終了年度

【適用拡大した場合(220万人)】

ケースC

51.0% (2043)

{ 比例:25.0% (2018)
基礎:26.0% (2043)

+0.5%

51.5% (2042)

{ 比例:24.9% (2018)
基礎:26.5% (2042)

ケースE

50.6% (2043)

{ 比例:24.5% (2020)
基礎:26.0% (2043)

+0.5%

51.1% (2042)

{ 比例:24.5% (2020)
基礎:26.6% (2042)

ケースG

42.0% (2058)

{ 比例:21.9% (2031)
基礎:20.1% (2058)

+0.5%

42.5% (2056)

{ 比例:21.9% (2031)
基礎:20.6% (2056)

【マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合】

ケースH

(経済変動あり)

41.9% (2054)

{ 比例:20.9% (2034)
基礎:21.0% (2054)

+0.3%

42.2% (2054)

{ 比例:20.9% (2034)
基礎:21.3% (2054)

※ 人口の前提: 中位推計(出生中位、死亡中位)

注1: 現行の仕組みには、社会保障と税の一体改革によるパートの適用拡大(25万人ベース)を反映。

2: 国民年金の納付率は、納付率の低い短時間労働者が厚生年金適用となるため0.3%程度上昇する前提。

⑤オプション試算の結果

～(オプションⅡ-②)被用者保険の更なる適用拡大を行った場合 ②一定以上の収入のある全雇用者を適用(約1,200万人拡大)～

<適用拡大の前提>

一定以上の収入(月5.8万円以上)のある、全ての雇用者に適用拡大(1,200万人ベース)

- ・雇用者の中で月収5.8万円未満の者のみ適用拡大の対象外。学生、雇用期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者についても適用拡大の対象。
- ・平成28年10月に社会保障と税の一体改革による適用拡大(25万人ベース)を実施した後、平成36年4月に更なる適用拡大を実施(1,200万人ベース)

【現行の仕組み(25万人)】

給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率

給付水準調整の終了年度

【適用拡大した場合(1,200万人)】

ケースC

51.0% (2043)

{ 比例:25.0% (2018)
基礎:26.0% (2043)

+6.3%

57.3% (2032)

{ 比例:24.7% (2019)
基礎:32.7% (2032)

ケースE

50.6% (2043)

{ 比例:24.5% (2020)
基礎:26.0% (2043)

+6.9%

57.5% (2029)

{ 比例:24.1% (2022)
基礎:33.3% (2029)

ケースG

42.0% (2058)

{ 比例:21.9% (2031)
基礎:20.1% (2058)

+5.1%

47.1% (2046)

{ 比例:21.9% (2034)
基礎:25.2% (2046)

【マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合】

ケースH

(経済変動あり)

41.9% (2054)

{ 比例:20.9% (2034)
基礎:21.0% (2054)

+3.9%

45.8% (2047)

{ 比例:20.9% (2036)
基礎:24.9% (2047)

※ 人口の前提：中位推計(出生中位、死亡中位)

注1: 現行の仕組みには、社会保障と税の一体改革によるパートの適用拡大(25万人ベース)を反映。

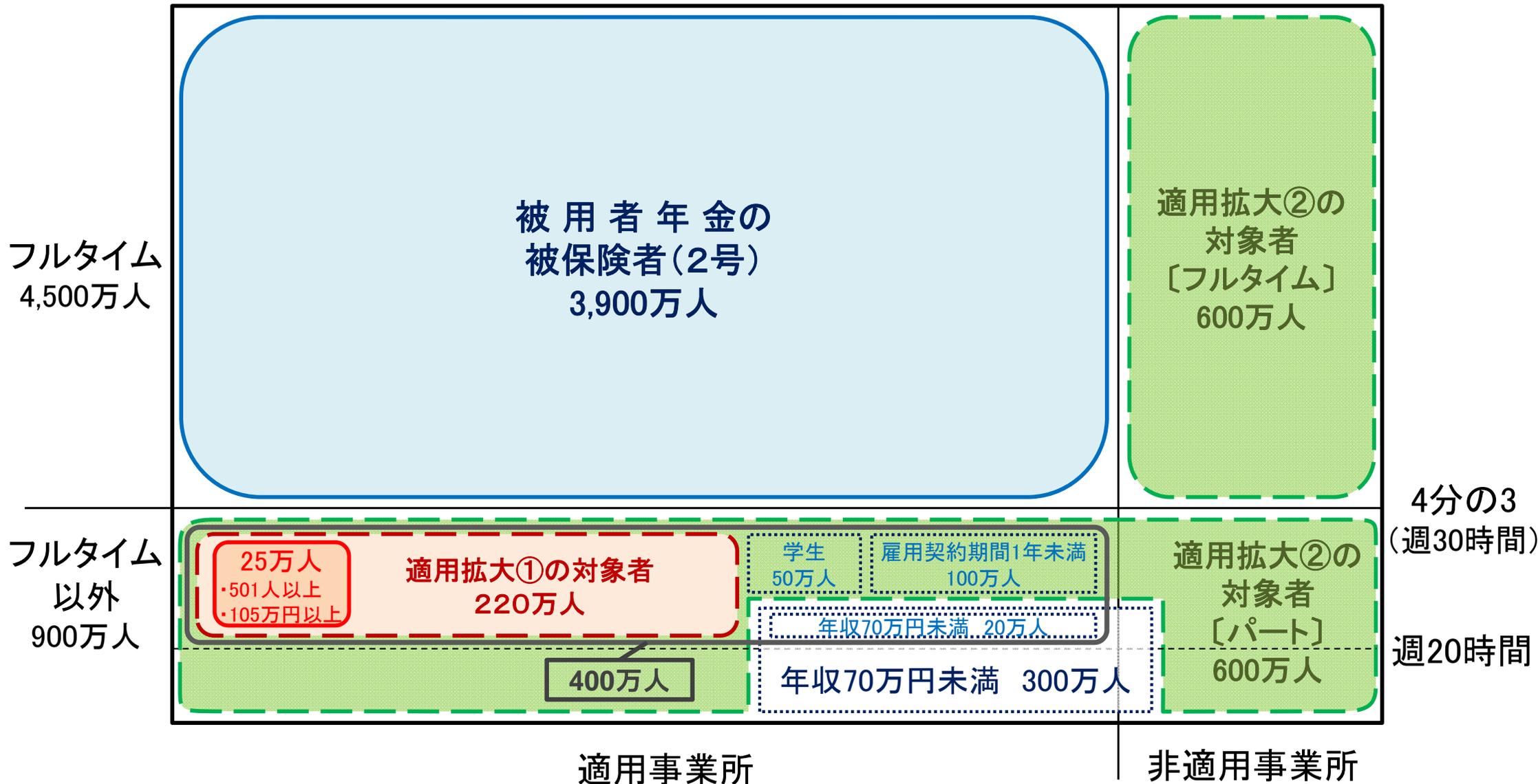
2: 国民年金の納付率は、納付率の低い短時間労働者等が厚生年金適用となるため3.3%程度上昇する前提。

(オプションⅡ)被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数

【適用拡大者数(万人)】

	計	1号→2号	3号→2号	非加入→2号
適用拡大①	220	80	100	40
適用拡大②	1,200	600	250	350

〔雇用者全体〕 5,400万人
※70歳未満



注: 「労働力調査」、「平成22年公的年金加入状況等調査」の特別集計、「平成23年パートタイム労働者実態調査」の特別集計を用いてごく粗く推計したもの。

⑤オプション試算の結果

～(オプションⅢ)高齢期の保険料拠出がより年金額に反映する仕組みとした場合～

<年金制度の見直しの前提>

○基礎年金給付算定の時の納付年数の上限を現在の40年(20～60歳)から45年(20～65歳)に延長し、納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みに変更。

- ・平成30年度より納付年数の上限を3年毎に1年延長。
- ・スライド調整率は、現行の仕組みの場合と同じものを用いている。

○65歳以上の在職老齢年金を廃止。

現行の仕組み

拠出期間の延長に合わせて基礎年金を増額

40年拠出モデル(65歳受給開始)

45年拠出モデル(65歳受給開始)

給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率

給付水準調整の終了年度

ケースC 51.0% (2043)
 { 比例:25.0% (2018)
 基礎:26.0% (2043)

+6.6%

57.6% (2042)
 { 比例:27.6% (2020)
 基礎:30.0% (2042)

ケースE 50.6% (2043)
 { 比例:24.5% (2020)
 基礎:26.0% (2043)

+6.5%

57.1% (2042)
 { 比例:27.2% (2022)
 基礎:30.0% (2042)

ケースG 42.0% (2058)
 { 比例:21.9% (2031)
 基礎:20.1% (2058)

+6.4%

48.4% (2053)
 { 比例:24.1% (2033)
 基礎:24.3% (2053)

【マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合】

ケースH 41.9% (2054)
 (経済変動あり) { 比例:20.9% (2034)
 基礎:21.0% (2054)

+6.0%

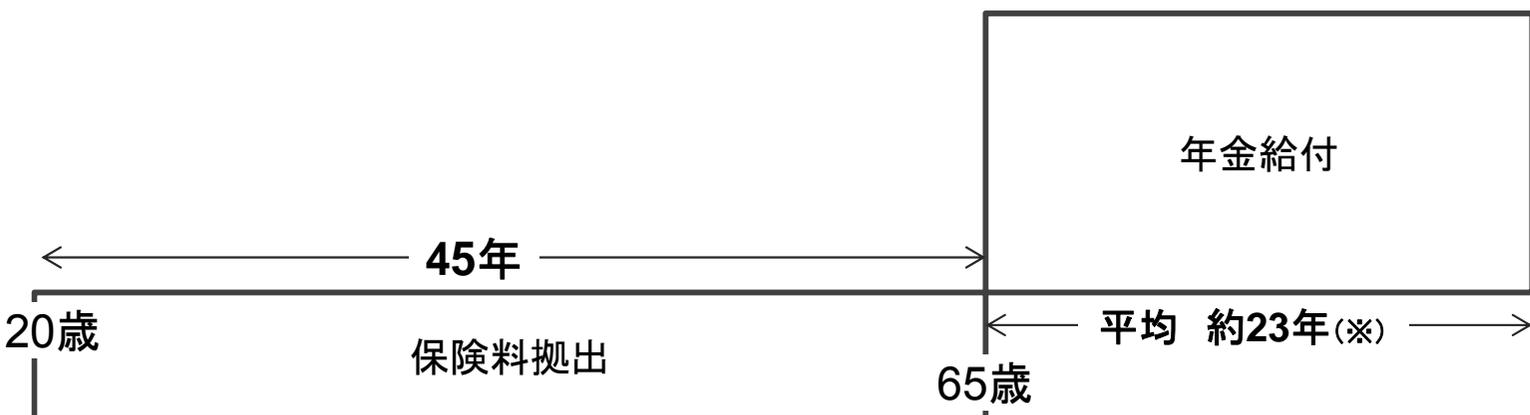
47.9% (2051)
 { 比例:23.0% (2035)
 基礎:24.9% (2051)

※ 人口の前提; 中位推計(出生中位、死亡中位)

(オプションⅢ)退職年齢と受給開始年齢を65歳以上とした場合の給付水準の上昇

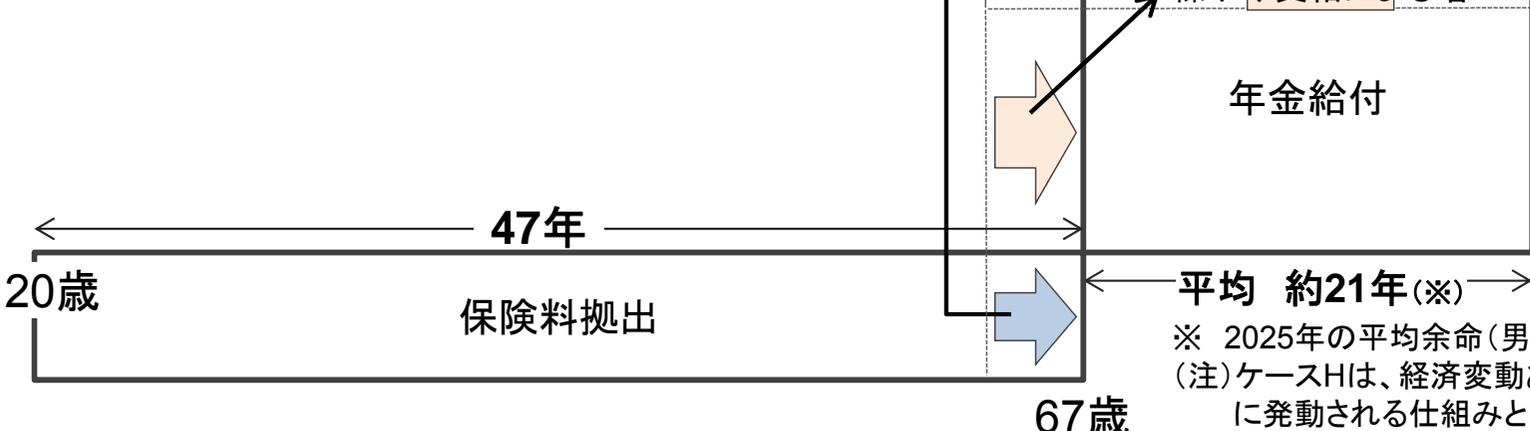
- 65歳以上の就労者の増加が見込まれることから、65歳を超えて就労した者が、厚生年金の適用となり、これに伴い受給開始年齢の繰下げを選択した場合、給付水準がどれだけ上昇するかを試算。
- 高齢で働く者の保険料拠出がより年金額に反映するよう、次の制度改正を前提とした。
 - ・基礎年金給付算定の時の納付年数の上限を現在の40年(20～60歳)から45年(20～65歳)に延長し、納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みに変更。
 - ・65歳以上の在職老齢年金を廃止。

<45年拠出、65歳受給開始モデル>



給付水準調整終了後の所得代替率	
ケースC	57.6% (比例:27.6% 基礎:30.0%)
ケースE	57.1% (比例:27.2% 基礎:30.0%)
ケースG	48.4% (比例:24.1% 基礎:24.3%)
(注) ケースH	47.9% (比例:23.0% 基礎:24.9%)

<47年拠出、67歳受給開始モデル>



ケースC	68.7% (比例:33.7% 基礎:35.0%)
ケースE	68.2% (比例:33.1% 基礎:35.0%)
ケースG	57.8% (比例:29.4% 基礎:28.4%)
(注) ケースH	57.2% (比例:28.1% 基礎:29.1%)

※ 2025年の平均余命(男女平均)
 (注) ケースHは、経済変動ありで、マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合の数値

⑥平成26年財政検証結果、オプション試算結果の総括

今回の財政検証を行うに当たっての基本的なスタンス

幅の広い経済前提を設定し、どのような経済状況の下ではどのような年金財政の姿になるのかを幅広く示すことで、何が年金制度にとって重要なファクターなのか、持続可能性や年金水準確保のためにどのような対応があり得るかなど、様々な議論のベースとなるものを提示



日本経済の再生と労働市場参加の促進が進めば、今の年金制度の下で、将来的に所得代替率50%の給付水準を確保できることが確認

日本経済の再生を軌道に乗せるとともに、成長に必要な労働力を確保すべく、女性や高齢者が安心して働ける環境整備を進め労働参加の促進を実現することが、年金制度の持続可能性を高める意味でも、給付水準の確保を図る意味でも重要

一方で、経済再生ケース(ケースA~E)においても、基礎年金のマクロスライド調整に30年近く要し、基礎年金の水準が相対的に大きな低下となる問題、低成長ケース(ケースF~H)では年金財政均衡のためには所得代替率は50%を割り込むこととなることなど課題は存在

今回初めて実施したオプション試算結果から、3つのオプションいずれもが制度の持続可能性を高め、給付水準を確保する上で、プラスの効果を持つことを確認

3. 今後の検討の進め方

①平成26年財政検証結果を踏まえた公的年金制度の検討課題

<財政検証結果の総括>

日本経済の再生と労働市場参加の促進が進めば、今の年金制度の下で、将来的に所得代替率50%の給付水準を確保できることが確認

日本経済の再生を軌道に乗せるとともに、成長に必要な労働力を確保すべく、女性や高齢者が安心して働ける環境整備を進め労働参加の促進を実現することが、年金制度の持続可能性を高める意味でも、給付水準の確保を図る意味でも重要

一方で、経済再生ケース(ケースA~E)においても、基礎年金のマクロスライド調整に30年近く要し、基礎年金の水準が相対的に大きな低下となる問題、低成長ケース(ケースF~H)では年金財政均衡のためには所得代替率は50%を割り込むこととなることなど課題は存在

今回初めて実施したオプション試算結果から、3つのオプションいずれもが制度の持続可能性を高め、給付水準を確保する上で、プラスの効果を持つことを確認

《年金を支える経済社会の発展への寄与 (特に労働参加の促進)の観点から取り組むべき課題》

- 短時間労働者への社会保険の適用拡大
→労働参加の促進に向けて、多様な働き方が実現できる環境整備。
 - 第3号被保険者制度・遺族年金制度の見直し
→女性の活躍促進、働き方改革を進める中で、共働き世帯が一般的であることを前提とした制度設計。
 - 第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除
→出産により就労できない産前産後期間への配慮。
 - 高齢期の就労と年金受給の在り方、
在職老齢年金の見直し
→高齢期の就労の促進に向けて、就労インセンティブを高める観点からの制度設計。
- 等

《持続可能性の強化とセーフティネット機能 の強化の観点から取り組むべき課題》

- マクロ経済スライドの在り方
→賃金・物価の伸びが低いケースにおいて、持続可能性を高め、将来の受給者の年金水準を確保。
 - 短時間労働者への社会保険の適用拡大【再掲】
→短時間労働者に被用者としてふさわしい保障を確保。また、自営業者は国民年金、被用者は厚生年金で保障することを基本とすることで、財政が安定(特に基礎年金水準の確保)。
 - 高齢期の就労と年金受給の在り方【再掲】
→就労期間と社会保険料拠出期間の延長、個々人の就労と年金受給の選択の幅の拡大を通じて、年金給付水準を確保。
- 等 29

②当面の検討スケジュール

平成26年
9月

公的年金に関する検討課題
①平成26年財政検証結果を踏まえた
公的年金制度の検討課題
②GPIFのガバナンス体制についての
検討課題

年金部会において議論

※月2回程度開催し、検討課題について
一通り議論

企業年金制度等に関する検討課題

企業年金部会において議論

※月1回ないし2回程度開催し、検討課題に
ついて順次議論

11月

※必要に応じて、合同会議を開催

12月

部会における議論の整理(年内目途)

<参考:年金関連4法に関する今後の主な施行スケジュール(予定)>

○平成27年10月

- ・受給資格期間の短縮(25年→10年) (※)
- ・福祉的給付金制度の創設 (※)
- ・被用者年金の一元化

(※)消費税10%引上げ時の財源を充てることとしているもの

○平成28年10月

- ・短時間労働者への社会保険の適用拡大

※施行後3年以内(~平成31年9月末)に検討を加え、その結果に基づき、必要な見直しを実施。